



KAWASAKI
SDGs

COLORS
FUTURE!
ACTIONS
KAWASAKI 100th

学校施設有効活用事業説明会 (利用者向け)



教育委員会事務局地域教育推進課
令和6(2024)年12月5日作成版

本日の流れ



1. 制度の概要
2. 学校施設利用の基本的な考え方
3. 学校施設開放運営委員会の役割
4. 令和7(2025)年度以降の団体登録（減免申請）
5. 使用料の見直し
6. 令和7(2025)年度以降の主な手続きの概要
7. キーボックスの操作
8. 今後のスケジュール
9. 質疑応答



予約システムのお知らせ機能



- 予約システムのトップページのお知らせ機能があります
- 教育委員会または学校からのお知らせが掲載されますので、ご確認をお願いします

🔍 川崎市立学校の施設を検索

以下の施設はオンラインで空き状況の確認・予約ができます。
料金のお支払い方法などについては各施設の詳細にてご確認ください。

[📖 予約システムの使い方はこちら](#)

利用日時	利用目的	施設タイプ
<input type="text"/>	<input type="text" value="選択してください"/>	<input type="text" value="選択してください"/>
または		
<input type="text" value="🔍 施設名から検索する"/>		
<input type="button" value="探す"/>		

お知らせ

お知らせはありません

関連資料等掲載ページの案内



- 令和7年度からの学校施設開放（定期的な利用）に関する手引きやマニュアル、操作説明動画等の掲載ページURL及び二次元コードは次のとおりです

(URL)

<https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000168884.html>

(二次元コード)



- 令和7年度からの学校施設開放（定期的な利用）の手続き等に使用する川崎市学校施設予約システムのトップページURL及び二次元コードは次のとおりです

(URL)

<https://booking.spacepad.jp/provider/46502/spaces>

(二次元コード)



学校施設利用の基本的な考え方



【利用者ごとのパターン表】

利用者	用途（例）	事前調整	パターン
ア 学校	授業や学校行事、授業研究会等	➤ 不要（学校内での調整）	学校内調整
イ 教育委員会	教育委員会主催行事、地域の寺子屋等	➤ 事業所管課が学校に相談	庁内調整
ウ 川崎市	川崎市主催行事、わくわくプラザ等	➤ 事業所管課が教育委員会事務局と学校に相談	庁内調整
エ 地域住民等	PTAの総会やバザー、町内会の盆踊り大会、近隣保育園の運動会、子ども会のイベント、自主防災組織の防災訓練等	➤ 利用団体が学校に相談 ➤ 初めての使用等、学校で判断がつかない場合は教育委員会事務局の判断を仰ぐ	一時的な利用
	教育委員会又は川崎市が後援する行事	➤ 利用団体が後援許諾予定課を通じて学校に相談	一時的な利用
	その他（学校施設開放）	➤ 利用団体同士による利用調整会議	定期的な利用

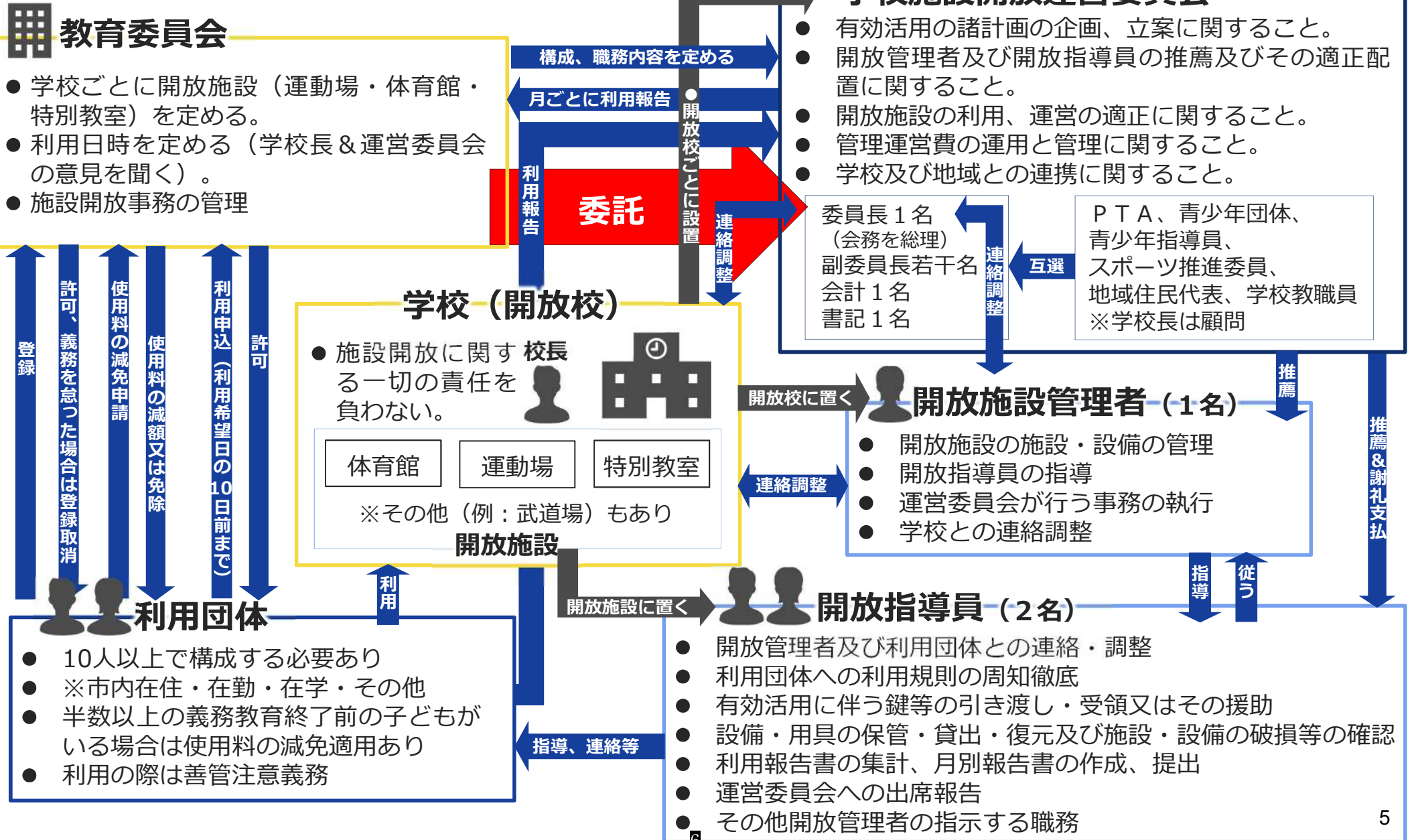
【基本的な考え方のポイント】

- **学校による利用が最優先**で、その次に教育委員会、川崎市、地域住民等と続く
- 地域住民等による利用は、**一時的な利用と定期的な利用**の2つ
- 学校施設開放で利用できる時間帯は、平日18時～21時、休日9時～21時が基本
- ただし、学校長等の意見を踏まえた上で学校施設開放で利用できる時間帯を拡大又は縮小することができる。
- 学校施設開放における開放施設は、①門から施設までの**動線が独立（職員室や普通教室から分離）**していて、②利用可能な**トイレがある**ことが基本
- **予約システムの対象範囲は、学校施設開放で利用できる時間帯及び施設**
- 学校施設開放で利用できる時間帯及び場所と重なる「学校施設開放以外の利用」は、あらかじめ学校及び教育委員会事務局等が予約システムに入力する。
- 令和7年度以降の一時的な利用については、利用団体が事前（概ね3か月前まで）に申請するものとする。

【今後の学校施設を利用する際の制度等（イメージ）】



現在の運営体制イメージ



今後の運営体制イメージ



教育委員会

- 学校ごとに開放施設（運動場・体育館・特別教室）を定める。
- 利用日時を定める（学校長 & 運営委員会の意見を聞く）。
- 施設開放事務の管理

※ 委託廃止



学校施設開放運営委員会

連絡担当（2名以上）

- 教委、学校及び利用団体との連絡調整
- 全体会議及び利用調整会議の開催調整

担い手がいない場合は
利用団体から選出

学校（開放校）

- 施設開放に関する校長の一切の責任を負わない。

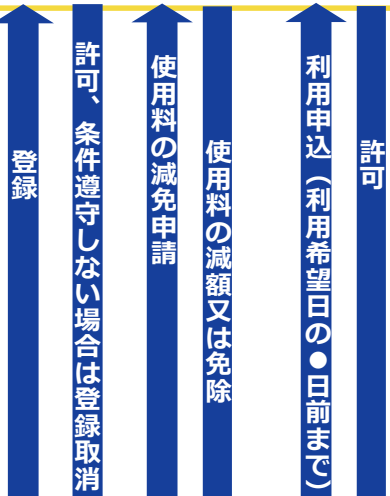
体育館

運動場

特別教室

※その他（例：武道場）もあり

開放施設



利用団体

● 利用の条件

- 学校施設開放（定期利用）のルール等を理解し、遵守すること
- 全体会議に必ず出席すること
- 利用団体間における利用調整会議を経た上で利用を申し込むこと
- 利用する学校ごとのルール等を理解し、遵守すること
- 利用する学校の利用団体間での連絡先等の共有に承諾すること

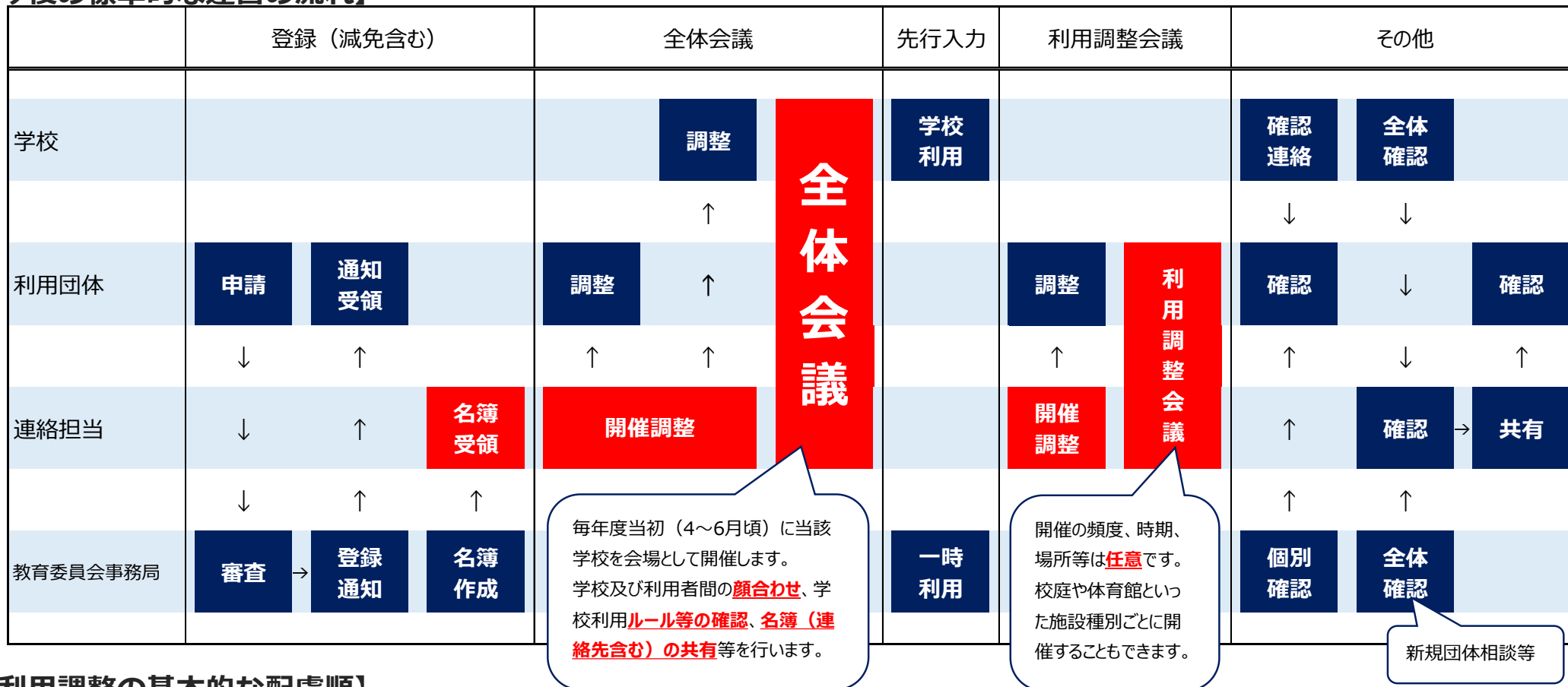
● ルール等を遵守しない場合の指導等

- 許可権限を持つ教育委員会事務局が直接指導を行う
- 改善がされない場合は教育委員会事務局が団体登録を取り消す

学校施設開放運営委員会の役割



【今後の標準的な運営の流れ】



【利用調整の基本的な配慮順】

配慮順	対象となる活動	具体例
1	近隣の児童生徒を対象とした活動	近隣の児童が主な利用者となる少年野球や子ども会、総合型地域スポーツクラブなど
2	近隣の児童生徒以外を対象とした活動	学校のPTA、学区内の町内会・自治会が主な利用者となるバレーボールや会合など
3	近隣ではない児童生徒を対象とした活動	中学校区域外の児童が主な利用者となるスポーツ教室や合唱、自習スペースの提供など
4	近隣ではない児童生徒以外を対象とした活動	居住地が学区外の大人が主な利用者となるソフトボールやフットサル、演劇など

令和7年度以降の団体登録



毎年度の団体登録を不要とし、団体情報等に変更がある場合に随時変更申請をしていただきます

1 団体登録の条件

- ✓ 2人以上で構成する団体
- ✓ 市内に在住、在勤、在学されている方で構成する団体

2 利用の条件

- ✓ 学校施設開放（定期利用）のルール等を理解し、遵守すること
- ✓ 全体会議に必ず出席すること
- ✓ 利用団体間における利用調整会議を経た上で利用を申し込むこと
- ✓ 利用する学校ごとのルール等を理解し、遵守すること
- ✓ 利用する学校の利用団体間での連絡先等の共有に承諾すること

3 登録に必要な書類

- ✓ 活動概要資料（利用する人、内容などが分かる資料）
例：団体の活動規約、メンバー募集チラシなど



複数の学校を利用できる条件

原則として1団体が利用できる学校は1つとしますが、複数の学校に通う児童生徒が主な利用者となる団体の場合は、複数の学校を利用できることとします。

なお、居住地を問わず、大人が主な利用者となる団体が複数の学校を利用することはできません。利用者や活動内容がほぼ同じであるにも関わらず、団体名や代表者名等を変えて複数の団体として登録するなどの不正行為が発見された場合は、該当するすべての団体登録を取り消す場合があります。

令和7年度以降の減免申請



毎年度の減免申請を不要とし、団体情報等に変更がある場合に随時変更申請をしていただきます

1 対象団体の条件

- ✓ 子どもの健全育成を目的とし、市内に在住する義務教育終了前の子ども、指導者その他活動を支援する者で構成する団体
- ✓ 障害者の社会参加等を目的とし、主に障害者と指導者で構成する団体
- ✓ 教育委員会が特別の理由があると認めるとき

2 申請に必要な書類

- ✓ 減免申請書 (申請する事項等、**様式は作成中**)
令和7年1月頃に教育委員会公式サイトにて掲載予定



減免認定団体であっても使用料が免除されない場合があります

減免認定団体は学校施設の使用料が免除となりますが、減免認定団体であっても、**減免の対象となる活動以外で学校施設を利用する場合の使用料は免除となりません**のでご注意ください。

例えば、普段は市内に在住する義務教育終了前の子どもを対象とした活動を行っている団体が、大人を対象とした活動を学校施設で行う場合は、使用料が免除されません。

1 これまでの経緯

- 学校施設の更なる有効活用に向けた取組 (R4.1～)
 - 市民アンケート、ワークショップ等の実施
 - 予約システム等の導入に向けた実証実験の実施
- 学校施設の更なる有効活用に向けた実施方針の策定 (R6.2)



- 教育委員会及び文教委員会への報告 (R6.8)
 - 基本コンセプトに基づく各種取組の進捗状況
 - 使用料の見直しに向けた考え方及び今後のスケジュール
- 学校施設開放運営委員会等を通じた説明及び意見聴取 (R6.8～)
 - 各学校施設開放運営委員会の利用調整会議等への説明等を実施
 - 10/7に学校施設開放運営向け説明会を実施 (計243名参加)
 - 利用者向け説明会の開催に向けて、各種媒体を活用した広報を実施

今後の取組に向けた基本コンセプト

- ①もっと使ってもらう ②使いやすくする ③みんなで使う

2 使用料算定の考え方

考え方1 原価算定の対象経費

	学校施設	光熱水費	予約システム等
イニシャル	対象外	対象外	対象
ランニング	対象外	対象	対象

考え方2 受益者負担割合

- 受益者負担割合の設定に当たっては、本市の「使用料・手数料の設定基準」における標準的な受益者負担の考え方を準用する。
- 本事業の利用者は、各学校の近隣にお住まいの市民が中心となることから、公共関与の必要性や収益性を踏まえ、**受益者負担割合を50%**とする。
- 受益者負担割合は、全施設に共通するイニシャル分の対象経費として計上する共通部分の原価にのみ適用する。

考え方3 使用料の設定

- 時間当たりの使用料を設定する。予約システムの導入に伴い、15分単位での予約が可能となることから、**使用料の徴収は15分単位**とする。
- 現在の特別開放施設を含めて、施設種別ごとに全校一律の額とする。
- 光熱水費については、実費相当分を受益者が全て負担することとしている現行の考え方を引き続き踏襲し、**共通部分の原価に付加**する。

考え方4 使用料の減免措置

- 現在の対象者である「子どもの健全育成を目的とした団体」及び「障害者の社会参加等を目的とした団体」は、引き続き減免の対象とする。
- 減免認定団体は共通部分を含めた**全ての対象経費を引き続き免除**とする。
- 本事業のためだけに設置された照明の使用を前提としている夜間校庭は、引き続き減免の対象外とする。

【現在の施設種別ごとの対象経費】

昼間校庭	夜間校庭	体育館	武道場	特別教室
				空調
		照明		照明
		トイレ、手洗い等		トイレ、手洗い等
なし	照明	トイレ、手洗い等	なし	なし

【今後の施設種別ごとの対象経費】

昼間校庭	夜間校庭	体育館	武道場	特別教室
				空調
	照明	照明	照明	照明
トイレ、手洗い等	トイレ、手洗い等	トイレ、手洗い等	トイレ、手洗い等	トイレ、手洗い等
共通	共通	共通	共通	共通 ¹⁰

学校施設有効活用事業における使用料の見直しについて

令和6年11月22日
文教委員会資料

3 新たな使用料について

算出1 共通部分の原価

デジタル田園都市国家構想交付金

【計算式】

$$\frac{\text{イニシャルコスト} - \text{交付金}}{\text{運用予定年数}} + \frac{\text{ランニングコスト}}{\text{開放可能時間数}} \times \text{負担割合} = \text{1時間当たり}$$

$$\frac{((225,094,814\text{円} - 95,900,000\text{円}) \div 5\text{年}) + 93,120,000\text{円} \div 794,300\text{時間}}{\times 50\%} = \mathbf{74.88\text{円}}$$

施設種別	開放可能時間数
昼間校庭	139,200時間
夜間校庭	8,616時間
体育館	354,207時間
武道場	18,668時間
特別教室等	273,609時間
合計	794,300時間

算出2 水道の単価及び使用量

- 令和5(2023)年度決算に基づき、本事業における水道料の単価を **1m³当たり729.41円**とする。
- 令和5(2023)年度の利用実績（利用延人数2,278,884人、利用回数98,072回）に基づき、利用人数を1回当たり23.24人とし、1人がトイレを1日8回使用するものとして、トイレの使用回数を**1時間当たり約11.6回**とする。
- 現地調査の結果に基づき、トイレ及び手洗いによる水道の使用量を**1回当たり5.7ℓ (=0.0057m³)**とする。

算出3 電気の単価及び使用量

- 令和6(2024)年度の契約内容に基づき、本事業における電気料の単価を**1Kwh当たり18.67円**とする。
- 施設種別によって灯具や空調の種類などが異なるため、現地調査の結果に基づき算出した**施設種別ごとの平均消費電力量を1時間当たりの使用量**とする。
- 現在、ほとんどの体育館及び武道場に空調が整備されていないため、空調の使用に伴う電気料は特別教室等の使用料にのみ転嫁するものとする。

施設種別	計算式	15分当たり		1時間当たり	1時間当たり
		算出金額	四捨五入	新使用料	現使用料
昼間校庭	$(74.88\text{円} + 729.41\text{円} \times 11.6\text{回} \times 0.0057\text{m}^3) \div 4$	¥30.78	¥30	¥120	¥0
夜間校庭	$(74.88\text{円} + 729.41\text{円} \times 11.6\text{回} \times 0.0057\text{m}^3 + 18.67\text{円} \times 33.8055\text{Kwh}) \div 4$	¥188.58	¥190	¥760	¥1,000
体育館	$(74.88\text{円} + 729.41\text{円} \times 11.6\text{回} \times 0.0057\text{m}^3 + 18.67\text{円} \times 5.9286\text{Kwh}) \div 4$	¥58.45	¥60	¥240	¥150~¥500
武道場	$(74.88\text{円} + 729.41\text{円} \times 11.6\text{回} \times 0.0057\text{m}^3 + 18.67\text{円} \times 3.6539\text{Kwh}) \div 4$	¥47.83	¥50	¥200	¥0
特別教室等	$(74.88\text{円} + 729.41\text{円} \times 11.6\text{回} \times 0.0057\text{m}^3 + 18.67\text{円} \times (1.0142\text{Kwh} + 5.4735\text{Kwh})) \div 4$	¥61.06	¥60	¥240	¥0

4 地域説明等の経過及び今後のスケジュール

	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月~
使用料見直し	調査	算出	教委 文教	教委	周知期間			新使用料 新システム稼働
説明、広報等	開放委向け説明会	10/7 市政だより ● ●教育だより	● ●教育だより	利用者向け説明会(8回)		コールセンター稼働 (~R8.3)		
	各学校施設開放運営委員会への個別説明、意見聴取等			運用変更等の円滑な移行に向けた個別支援等				

運用変更に伴う学校施設開放利用券の取扱終了のお知らせ

運用変更に伴い、令和7(2025)年4月利用分からの支払方法が変わります

- 現在の学校施設開放利用券が使えるのは、令和7(2025)年3月利用分までです
- 令和7(2025)年4月利用分からは、予約システム上でのクレジットカード決済や、コンビニエンスストア等での支払いとなる予定です

学校施設開放利用券の販売は、令和7(2025)年3月31日(月)で終了します

- 余った学校施設開放利用券の返金対応はできませんので、必要以上に購入することのないよう、十分にご注意ください
- 学校施設開放利用券の券種は、現在の在庫がなくなり次第、順次販売を終了します
- 特に1,000円券は早めになくなることが見込まれますので、その際は300円券など他の券種でのお支払いをお願いします

令和6(2024)年12月～令和7(2025)年1月に、利用者向け説明会を開催します

- 日時、場所等の詳細は後日案内します

ご不便をおかけしますが、ご協力をお願いします

(お問合せ先)

川崎市教育委員会事務局地域教育推進課

044-200-3309 / 88chiiki@city.kawasaki.jp

運用変更に伴う一時利用停止及びコイン販売終了のお知らせ

(塚越中、東住吉小、久本小、菅生中、南生田中、麻生小の夜間校庭利用団体向け)

運用変更に向けた工事等を行うため、次の期間の利用を停止します

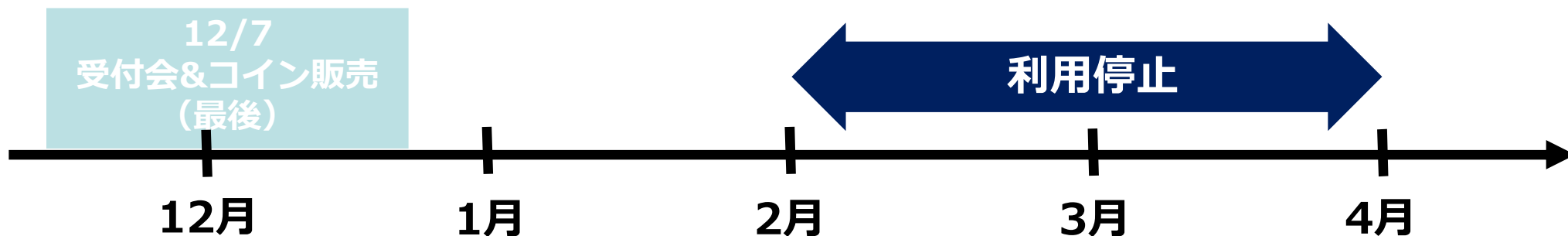
- 令和7(2025)年2月1日(土)～3月31日(月)

令和7(2025)年2月以降は使えません!

必要以上にコインを購入することのないよう、十分にご注意ください

市民館での受付会及びコイン販売が終了します

- 各市民館での受付会及びコイン販売は、令和6(2024)年12月7日(土)が最後です
- 令和7(2025)年4月以降の利用は、各学校施設開放運営委員会等で利用調整、支払いは予約システムにおける利用申請時(WEB上での電子決済)となります



令和6(2024)年12月～令和7(2025)年1月に、利用者向け説明会を開催します

- 日時、場所等の詳細は後日案内します

ご不便をおかけしますが、ご協力をお願いします

(お問合せ先)

川崎市教育委員会事務局地域教育推進課

044-200-3309 / 88chiiki@city.kawasaki.jp

令和7(2025)年度以降の主な手続きの概要



1 利用申込ができる期間

- ✓ **利用日の2ヶ月前の1日から利用日の7日前まで**利用申込ができます
例：利用日が6月15日の場合、4月1日から6月8日までが利用申込ができる期間です

2 使用料の支払い方法

- ✓ **クレジットカード払い**（利用申込時に支払い）
Visa、Mastercard、JCB、American Express、Diners Club、DISCOVER
- ✓ **コンビニ払い**（利用申込後3日以内に支払い）
ローソン、ファミリーマート、ミニストップ、セイコーマート

3 利用申込のキャンセル

- ✓ 使用料をクレジットカードで支払った場合
利用日の7日前までは、予約システム上でキャンセルできます（支払い情報も自動的にキャンセルされます）
利用日の6日前から利用当日までの期間にキャンセルする場合は、教育委員会が指定するフォームからキャンセルを申請してください（教育委員会によるキャンセル承認を経て、支払い情報もキャンセルされます）
- ✓ 使用料をコンビニで支払った場合
予約システム上でキャンセルできないため、教育委員会が指定するフォームからキャンセルを申請してください
予約システム上で教育委員会からキャンセル承認通知が届きます（返金先の口座情報を入力してください）

4 利用報告書の提出

- ✓ 利用人数等は予約システム上での利用申込時に入力いただくことで、**基本的に報告不要**となります
- ✓ ただし、**施設や設備を汚損してしまった場合などは、速やかに学校へ報告**をしてください

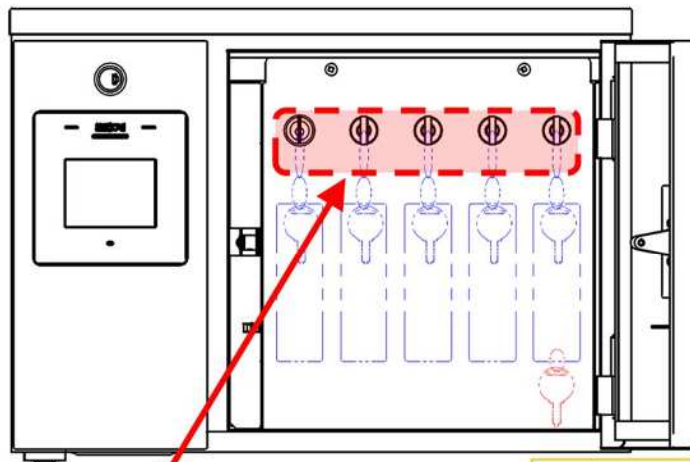
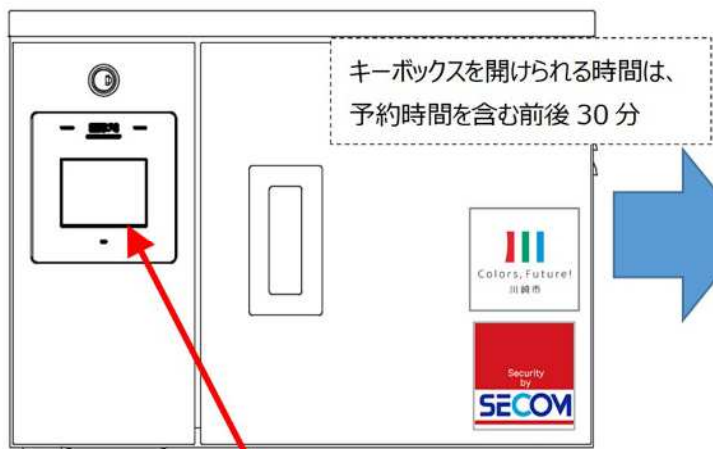


キーボックスの操作

※ 令和7(2025)年1月に操作説明動画公開予定



1 キーボックスの利用イメージ

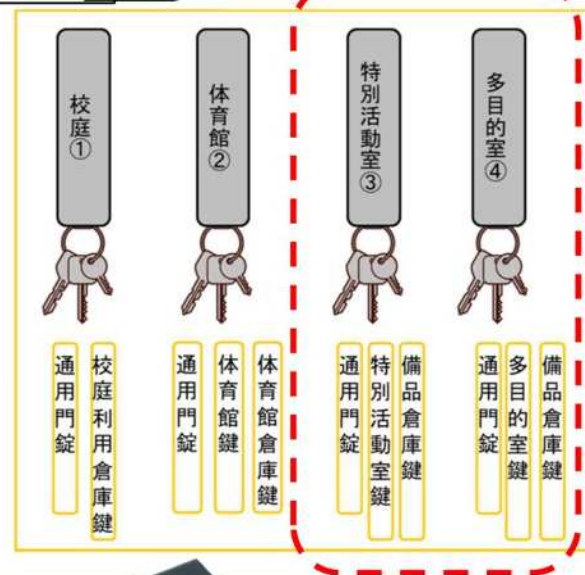


※ 閉め忘れ防止機能として、
ボックスを開けてから一定
時間経過するとブザーが鳴
動します。

※ **校舎内に入る鍵は校舎内
の特別教室等を予約した
利用者のみ取り出せます。**

- ① **利用団体が団体番号+暗証番号でボックスを開ける。**
【団体番号 4桁 (固定)】+【暗証番号 4桁 (随時発行)】
- 団体番号 1111+1234 校庭
 - 団体番号 2222+5678 体育館
 - 団体番号 3333+9012 特別活動室
 - 団体番号 4444+3456 多目的室

- ② **利用団体が鍵を抜いて取り出す。**
- 【団体番号 1111or2222 が開けた場合】
- 校庭 or 体育館の鍵しか取り出せません。
- 【団体番号 3333 が開けた場合】
- 特別活動室の鍵が取り出せます。
- 【団体番号 4444 が開けた場合】
- 多目的室の鍵が取り出せます。



2 キーボックスの設置場所

- **全校に1か所**、教育委員会事務局が指定する**通用門の付近に設置**します。
- キーボックスが設置されている近くの通用門 = 利用時に出入りする通用門とは限りません。

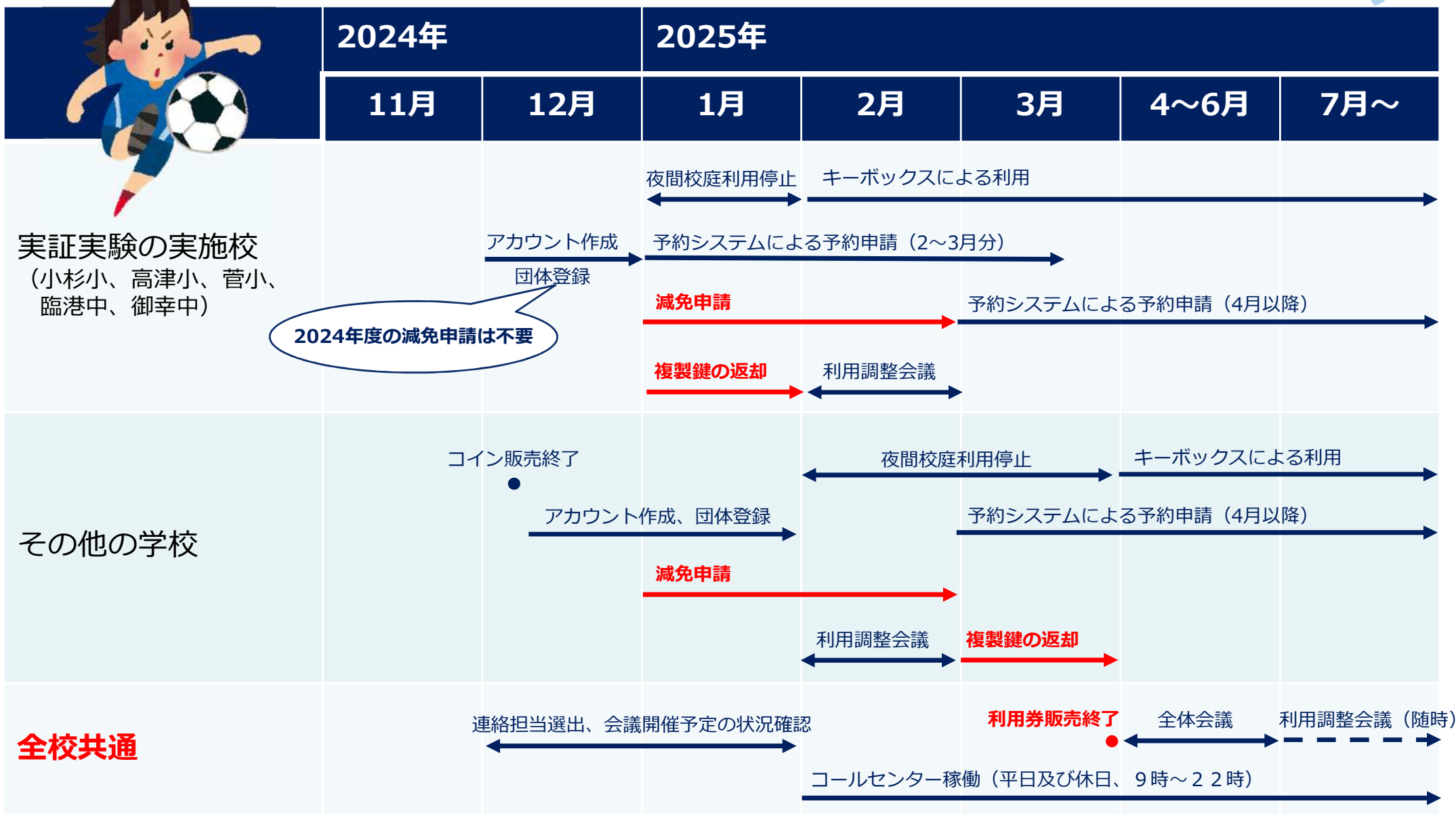
3 複製鍵の返却

- キーボックスによる運用に伴い、**複製鍵を学校から貸与されている利用団体は鍵を返却**していただきます。
- 具体的な返却方法等は、令和7年2月に開催する利用調整会議等を通じて学校と調整していただきます。



(キーホルダーのイメージ)
位置情報を確認できる機能を搭載
製品サイズ：約 35x36x123mm

今後のスケジュール



2024年度の減免申請は不要

